

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公告

平成 25 年 1 月 18 日

独立行政法人 情報通信研究機構
電磁波計測研究所長 井口 俊夫

1. 公募招請の主旨

本業務については、既に独立行政法人情報通信研究機構（以下、「当機構」という）で運用している沖縄偏波降雨レーダシステム（沖縄県名護市）のレドームを補修、レドームパネルの交換作業を行うものとする。下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者が複数ある場合には、一般競争入札手続きに移行する予定である。

2. 業務概要

業務名 沖縄偏波降雨レーダシステム レドーム補修作業/レドームパネル交換作業
英語名 Replacement for radome panels of Okinawa Bistatic Polarimetric Radar System

- (1) 業務内容 沖縄降雨レーダシステムの維持管理のためのレドーム補修、レドームパネル交換作業
- (2) 履行期間 契約締結日～平成 26 年 3 月 31 日

3. 業務目的

沖縄偏波降雨レーダシステムを中心として、衛星搭載降雨レーダ（TNN/PR）、衛生搭載二周波降水レーダ（GPM/DPR）の地上検証実験及び改良型バイスタティック降雨レーダ実験を実施している。平成 24 年 9 月に強烈な台風が沖縄を直撃し、偏波降雨レーダシステムを守るレドームの表面を補修、レドームパネル 4 枚が損傷した為、交換作業を行う。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 平成 22・23・24 年度当機構競争参加資格「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。

又は、平成 22・23・24 年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。

※いずれの資格も有していない場合には、当機構の競争参加資格を取得すること。

参考URL <http://www.nict.go.jp/tender/sanka-sikaku.html>

- ② 情報通信研究機構における契約に係る指名停止等の措置要領（平成 24 年

3月23日11財務部通知第5号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

国の機関又は他の独立行政法人のいずれかから指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

レドーム、及び偏波・ドップラー・パルス圧縮等の機能を有した降雨レーダシステムの性能・機能・仕様等を十分理解し、取扱いが出来ること。

参考 URL: 沖縄降雨レーダについて

<http://www2.nict.go.jp/y/y222/okinawa/COBRA/index.html>

(3) 業務実績に関する要件

本件と同等以上あるいは類似のレドーム及び偏波降雨システムの応急修理業務の実績、及び取扱実績があること。

(4) 業務執行体制に関する要件

応急修理作業以外にも、必要に応じて電話・メール等による発注者側からの問い合わせに対応できる体制があること。

(5) 情報セキュリティ対策

- ① 情報セキュリティ対策を具体的にまとめた社内ルールが作成されていること
- ② 社員に情報セキュリティ教育が定期的に行われていること
- ③ 情報漏えいなどの事件・事故が発生した際の対応手順が定まっていること
- ④ 情報セキュリティ対策の点検や見直しを行っていること

5. 手続き等

(1) 担当部局

〒904-0411 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 4484

独立行政法人 情報通信研究機構

沖縄電磁波技術センター

TEL: 098-982-3705 FAX: 098-982-3741

(2) 仕様書の掲載期間

平成 25 年 1 月 18 日から平成 25 年 2 月 4 日まで

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成 25 年 2 月 5 日 17:00 まで(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）

又は電送（事前に(1)へ連絡を入れること）すること。様式は別紙参照。

(4) 審査結果の通知等

審査結果の通知は、審査終了後申請者に対して、(1)の担当部局から電話等で通知します。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 詳細は仕様書による。

参 加 意 思 確 認 書

平成 年 月 日

独立行政法人 情報通信研究機構 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

平成 25 年 1 月 18 日付けの公募に応募する資格について確認されたく、下記書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業 務 名 沖縄偏波降雨レーダシステム レドーム補修作業/レドームパネル
交換作業
- 2 添付書類（実施にあたり必要な要件を満足することを確認できる書類）

以上

沖縄偏波降雨レーダシステム
レドーム応急修理作業
及び
レドームパネル交換作業

Temporary repairs to radome surface
and
Replacement for radome panels
of Okinawa Bistatic Polarimetric Radar System

平成24年12月

独立行政法人
情報通信研究機構

1. 件名

沖縄偏波降雨レーダシステムレドーム応急修理作業、及び、レドームパネル交換作業
英語名：Temporary repairs to radome surface and Replacement for radome panels
of Okinawa Bistatic Polarimetric Radar System

2. 目的

独立行政法人情報通信研究機構（以下「当機構」という）は、電磁波計測研究所 沖縄電磁波技術センターにおいて、衛星搭載降雨レーダ (TRMM/PR)、衛星搭載二周波降水レーダ (GPM/DPR) の地上検証実験及び改良型バイスタティック降雨レーダ実験を、沖縄偏波降雨レーダシステム（以下、COBRA と表記）を中心装置として実施している。

2012年9月29日の台風17号により、レーダシステムの構成品であるレドームのパネル接合部シーリング、及び、レドーム表面が損傷し、一部サンドイッチレドームパネルのスキン材が剥離した。

レドームは COBRA の主要構成品であり、環境負荷から空中線を保護すると共に、空中線が放射する電波を劣化させずに通過させるように設計された電気的性質を持つ構造部品である。

剥離したレドーム表面のスキン材は、レドームパネルのコア材を環境負荷（紫外線、降雨、風圧等）から保護する役目を持っており、剥離した部分のコア材は劣化により貫通等の破損に至り、最終的には COBRA の運用停止に至る可能性がある。

この為、最終的には損傷したレドームパネルの交換を実施するが、交換用部材の調達までの間、コア材の一時的な保護を目的として応急修理を共に実施するものである。

3. 作業期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

4. 作業場所

- ・所在地：沖縄県名護市字源河 2575
 - ・名称：独立行政法人 情報通信研究機構 名護降雨観測施設
- ※図1参照

5. レドーム設置状況

レドームは内部に設置されている空中線の LOS (Line of sight) を広くとるために鉄塔上に設置されている。(図2参照)

その為、作業用の資材が重量物、または、多量にある場合には鉄塔上にホイストを設置するか、クレーンによる吊り上げ／吊り下ろしが必要となる。

また、交換対象のパネルは何れも球状レドームの天頂付近の部位であり、鉄塔上に足場を組んで作業する必要がある。ただし、足場の設置に際してはレドーム側に足場材を接触させないこと。

6. 交換対象パネル

4枚 (A1×2枚、B1×1枚、B2×1枚)

※交換部位は図2を参照

7. 作業内容

7.1 レドーム応急修理作業

7.1.1 資材に対する注意事項

本作業の対象となるレドームは電氣的性能（電磁波透過性）を有する構造物である為、使用する資材はその性能に影響が少ないものを選定すること。

また、以下の要求、規格を満たす製品を選定すること。

- ・色：白（シーリング材、塗料）
- ・シーリング剤：JIS A 5758 に準ずる建築用シーリング材の内、変性シリコーン系
- ・下塗材：浸透シーラー、フィラーは使用しないこと。
- ・塗料：JIS K 5658 に準ずる塗料

※「準ずる」とは要件を満たす製品であれば JIS 表示が無くても可とする。

7.1.2 請負者は、「作業実施手順書」（7.2 項の作業と併せることも可とする）を作成し、作業実施前に当機構担当者の承認を得ること。承認を得た後に作業を実施すること。作業完了は当機構担当者の確認を受けること。なお、現地作業の実施時期については、当機構担当者とは打合せの上決定すること。

7.1.3 レドーム応急修理作業は、下記の項目を含むものとする。

- (1) 機材・資材の搬入
- (2) 損傷した接合部シーリングの除去
- (3) レドーム表面清掃：シーリング、塗料の乗りを良くするための作業
- (4) (2)にて除去した箇所へのシーリング
- (5) レドーム塗装（スキン材剥離パネル、及び、シーリング工事箇所）
- (6) 機材、及び、廃材の搬出処分

7.2 レドームパネル交換作業

7.2.1 交換用パネル調達

S27-83 Sandwich Radome (L3-Communications ESSCO 社製) 用の交換パネルを6項の指定に基づき調達し、交換作業までに入手すること。

7.2.2 資材に対する注意事項

本作業の対象となるレドームは電氣的性能（電磁波透過性）を有する構造物である為、使用する資材はその性能に影響が少ないものを選定すること。

また、以下の要求、規格を満たす製品を選定すること。

- ・色：白（シーリング材、塗料）
- ・シーリング剤：JIS A 5758 に準ずる建築用シーリング材の内、変性シリコーン系
- ・塗料：JIS K 5658 に準ずる塗料

※「準ずる」とは要件を満たす製品であれば JIS 表示が無くても可とする。

7.2.3 請負者は、「作業実施手順書」(7.1 項の作業と併せることも可とする)を作成し、作業実施前に当機構担当者の承認を得ること。承認を得た後に作業を実施すること。作業完了は当機構担当者の確認を受けること。なお、現地作業の実施時期については、当機構担当者との打合せの上決定すること。

7.2.4 レドームパネル交換作業は、下記の項目を含むものとする。

- (1) 機材・資材の搬入
- (2) 損傷したパネル周囲の接合部シーリングの除去
- (3) 損傷したパネルの取り外し
- (4) 7.2.1 項にて準備した交換用パネルの取り付け
- (5) 交換パネル周囲接合部へのシーリング
- (6) シーリング部への塗装
- (7) 機材、及び、廃材の搬出処分

7.3 付帯事項

当機構と請負者の担当区分

項 目	当機構	請負者
通信回線、商用電源および通信費・用力費	○	
修理期間中の作業スペースの確保	○	
修理作業用治具、資材等の準備		○
修理作業に関わる機材の現地搬入、治具等の設置・取付工事、並びに撤去		○
修理作業に関わる発生材の処置		○

7.4 関連文書

- (1) 沖縄偏波降雨レーダ取扱説明書および完成図面
- (2) 「沖縄偏波降雨レーダ全体補修作業 報告書」
- (3) 「沖縄降雨レーダシステム 平成 22 年度保守点検結果報告書」
- (4) 「沖縄降雨レーダシステム 平成 23 年度保守点検結果報告書」
- (5) 「沖縄降雨レーダシステム 平成 24 年度保守点検結果報告書」
 (* 閲覧場所 〒904-0041 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 4484
 沖縄電磁波技術センター内)

7.5 提出書類

- (1) 工程表 (契約後、速やかに提出すること。)
- (2) 作業手順書 (作業開始前に提出すること。)
- (3) 作業日報
 (現地作業期間中、日々、作業内容、及び、翌日の作業予定を報告すること)

8. 貸し付け品の有無

無し。

9. 成果提出及び検査

(1) 成果提出物に関しては規定しない。

(2) 検査

応急修理作業、及び、パネル交換作業の各々において作業完了後に当機構担当者が立ち会い、目視による確認を行う。

10. 注意事項

(1) 運送・搬入・据付実施中に、建築物、工作物等に損傷を与えた場合は、速やかに当機構担当者に申し出るとともに請負者の責任においてこれを原形に復すること。

(2) 仕様書に疑義を生じた場合には、当機構担当者に申し出てその指示に従うこと。この際の決定事項は、請負者が打ち合わせ議事録を作成し、当機構の承認を得て発行するものとする。なお、この打合せ議事録は本仕様書に優先する。

(3) 業務上知り得た機密事項及び個人情報については、他に公言・持ち出し・利用をしないこと。万一、機密事項又は個人情報の漏洩等が発生したことを知った場合には、速やかに当機構担当者に報告すること。

(4) 本仕様書による作業にて発生した廃材等は法律、法令を遵守した手段にて廃棄すること。

(5) 上記(3)に反した場合は、本契約を解除するとともに、請負者の責任において当機構に生じた損害を賠償すること。

(6) 応急修理の後、該当部位に関し作業期間内に生じた本仕様書による作業に起因する損傷に対しては請負者の負担で修理を行うこと。

万一、本仕様書による作業に起因する損傷が発生した場合、速やかに対応すること。ただし、次の事項は除く。

a. 当機構の取り扱いの不注意による損傷

b. 天災などによる損傷

(7) 機材設置場所

沖縄電磁波技術センターの下記施設に設置されている機材を対象とする。

対象機材	設置場所
沖縄偏波降雨レーダシステム	名護降雨観測施設 〒905-1141 沖縄県名護市字源河 2575

11. 管理責任者について

(1) 本請負作業の実施にあたり、請負者は作業員の管理責任者をおくこと。

(2) 管理責任者と作業員は兼任することはできない。

(3) 管理責任者は業務遂行上、作業場所以外でも作業員の管理が出来る場合には、作業場所での常駐は求めない。

(4) 日々の作業報告は管理責任者より当機構担当者に行うこと。

(5) 作業について疑義がある場合、管理責任者より当機構担当者に申し入れること。

(6) 当機構担当者からの作業指示は管理責任者を通じて行うものとする。

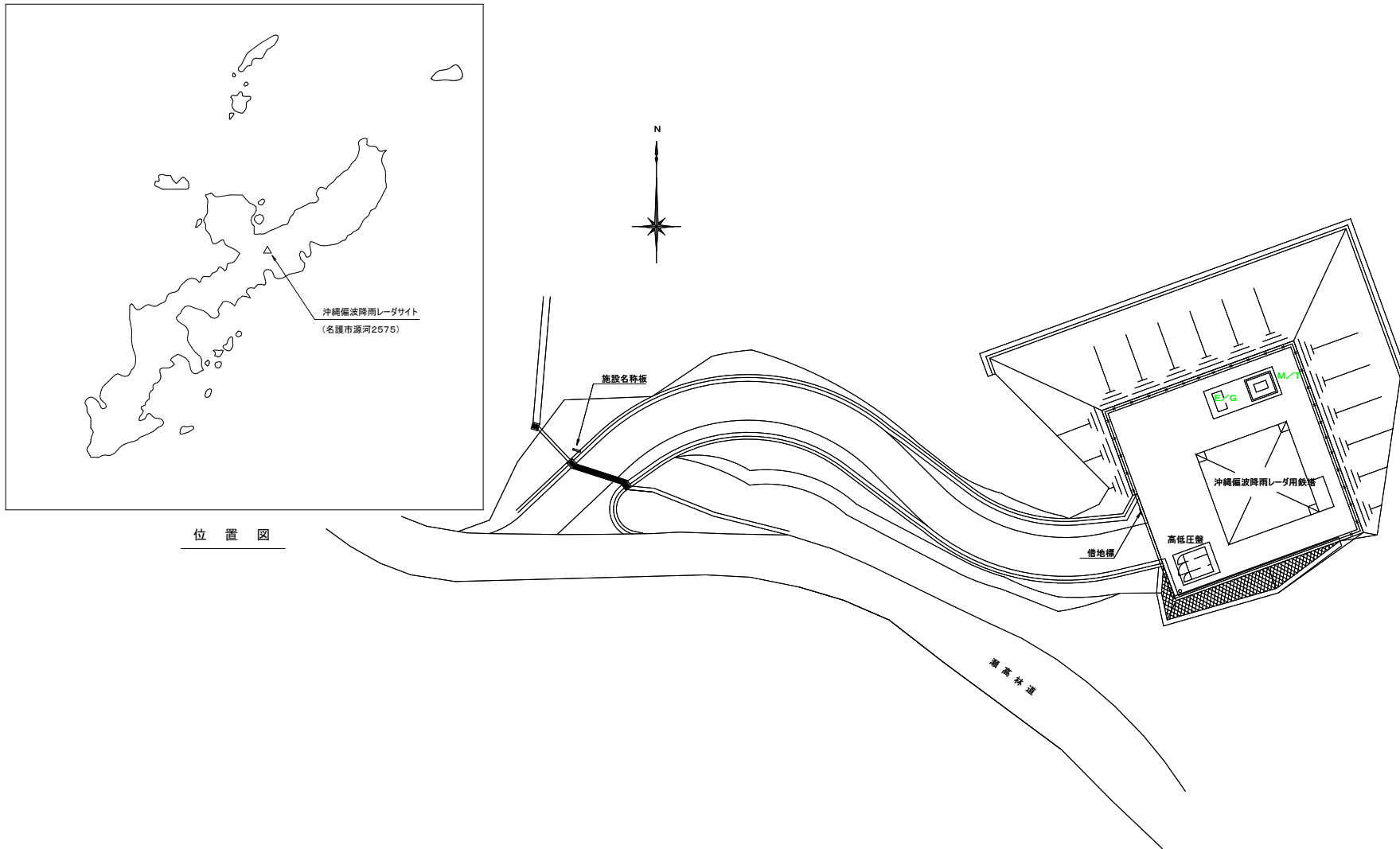


図1 施設所在地／施設配置図

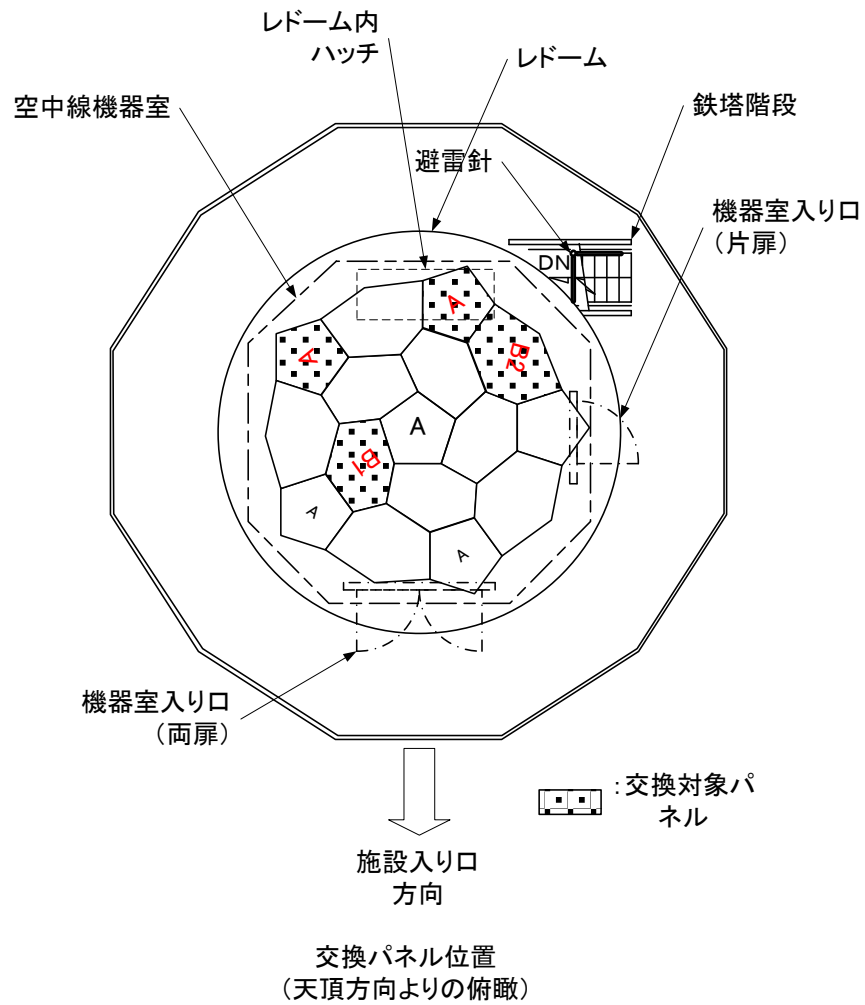
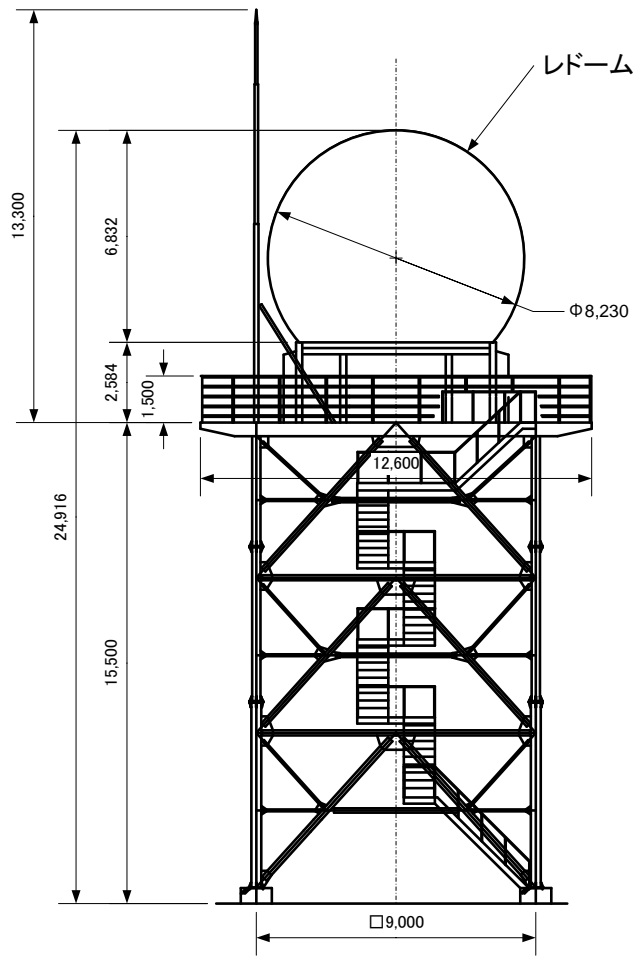


図2 レドーム設置状況

平成23年7月1日

応札業者各位

契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、下記のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

記

(1)対象期間 平成23年7月1日～

(2)公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員または課長相当職以上の職を経験した者(以下「当機構OB」という。)が再就職していること

②当機構との間の取引高が総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(3)公表する情報

①当機構OBの再就職者の人数、職名及び当機構における最終職名

②総売上高又は事業収入(直近の財務諸表に掲げられた額)に占める当機構との間の取引高の割合

③直近3か年の事業年度(直近の財務諸表の対象事業年度及びその前事業年度・前々事業年度)ごとの当機構との取引高

④一者応札又は一者応募である旨(一者応札又は一者応募である場合)

(4)当方に提供していただく情報

①契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名)

②契約締結日時点の直近の財務諸表(総売上高又は事業収入が記載されているもの)

(5)公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内(4月に契約した契約については93日以内)

以上